

11月1日実施

防災行政無線を用いた緊急地震速報訓練

11月5日(火)午前10時頃、町内43か所に設置している防災行政無線の放送塔から、緊急地震速報の訓練放送を行います。

れます。

放送内容 ①「上りチャイム音」こちらは防災越生です。ただいまから訓練放送を行います。」

この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練で、当日は同様の試験が全国的に実施さ

②「緊急地震速報チャイム音」緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」×3回繰り返し

③「こちらは防災越生です。これで訓練放送を終わります。(下りチャイム音)」



問 総務課 自治振興担当
TEL 内線 214

創業・開業を考えている方を支援します

おごせ創業塾 ～特定創業者支援事業～

日時 10月26日(土)、11月16日(土) 午前10時～正午、午後1時～3時

場所 越生町商工会館

内容 ○10月26日・AM【第1回】創業・開業の心得とビジネスプラン、PM

【第2回】マーケティングの基本とビジネスプランへの落とし込み

○11月16日・AM【第3回】創業における会計・税務の基礎知識、マーケティング

ング販売戦略、PM【第4回】創業における資金調達と労務管理・人材育成 ※期間中、経営指導員による個別相談と専門家によるフォローアップ指導を随時行います。

※2日間受講した方に証明書を発行。法人設立時の登録免許税軽減や創業関連保証枠の拡大などの国の支援を受けることができます。

申込み 問へ申込み



問 越生町商工会
TEL 2922021

土砂災害特別警戒区域等を除外するための

都市計画法第34条第11号区域の見直し説明会

見直し説明会

都市計画法第34条第11号区域とは、市街化調整区域の中でも一定の集落を形成しており、主要な道路や排水設備が概ね整備された区域を指定することにより、住宅や小規模店舗(延床面積150㎡まで)などが、立地可能となる区域のことです。

土砂災害特別警戒区域等を除外するため、次のとおり区域の見直し説明会を開催します。

今回、現在の区域から、

日時 10月20日(日) 午前10時～
場所 中央公民館 集会室
問 まちづくり整備課 都市計画担当
TEL 内線 154

陶芸家が埼玉県内で一番多いまち 越生

第1回越生陶器市を開催します

町内で活動する陶芸家のみなさんが、質の高い作品や、お求めやすい価格の品々を販売します(木工関係者による木製のキーホルダーやおもちゃ、木製雑貨も販売します)。自分の好みの陶器を見つけてみませんか。

時 午後3時
場所 うめその梅の駅
内容 屋外・越生町の陶芸家の陶器販売と木製品の販売、飲食の出店
屋内・梅・ゆず製品の販売、特産物・農産物の販売など
問 越生町観光協会
TEL 2921451

日時 11月17日(日) 午前10時

都市計画に関する公聴会開催のお知らせ

申し出が似場合は中止となります

日時 10月23日(水) 午後2時

場所 毛呂山・越生・鳩山
公共下水道組合 第1会議室

内容 毛呂山・越生都市計画
下水道の変更

〇都市計画の変更の構想(原案)の閲覧

期日 10月1日(火)～10月15日(火) (平日のみ)

時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 埼玉県下水道局下水道事業課、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合、越生町まちづくり整備課

〇公述(公聴会で意見を述べること)の申し出

対象 毛呂山町、越生町、鳩山町に住所を有する個人または法人

提出方法 10月15日(火)午後5時15分(必着)までに

閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入のうえ、**問**または越生町まちづくり整備課(〒350-0494)へ提出してください。

0494越生町越生90-2へ持参または郵送

※希望者多数の場合、選定することがあります。

※一人あたりの公述時間は、約10分以内となります。

※希望する方は、10月1日(火)以降に**問**または越生町まちづくり整備課にお問い合わせください。



問埼玉県下水道局下水道事業課

TEL 048-8305458
〒330-0063

さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号

問毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

TEL 049-2949333
〒350-0436

毛呂山町川角1510

令和2年度学童保育室の入室児童を募集します

毎年、定員を超える募集があります 必ず応募期間に申請をお願いします

対象 町内在住の小学生で、保護者が仕事などで常時留守、若しくは看護に時間を要する家庭の子ども

※仕事・介護・病気などの理由以外で、家庭に父母や祖父母等の保護者がいる場合は対象外です。

施設・定員 越生学童保育室と分室(越生小学校内)・定員85人、梅園学童保育室(梅園コミュニティ館内)・定員35人

保育料 月額1万円(別途おやつ代2千円)

減免対象 ①生活保護世帯 ②前年度市町村住民税非課税世帯

③ひとり親世帯 ④同時に2人以上の子どもが学童に入室している世帯(2人目以降の子ども)

減免額(月額) ①・②5千円、③・④2千円

※①～④は重複できません。申込み 10月1日(火)～31日(木)に申請書を子育て支援課窓口へ提出

※申請書は子育て支援課窓口にあります。

※期限後は先着順になります。

※定員を超える場合、保護者の就労等の状況を審査し、入室を決定します。

希望する学童保育室が定員に達した場合、入室待機となる場合があります。

※夏休み(8月)のみの利用も定員内で募集します。

※入室回数が少ない場合、



保育時間

	時間外保育(午前)	通常保育(定時保育)	時間外保育(午後)
平日授業日 土曜授業日	午前8時～ 午前8時30分	放課後～午後6時	午後6時～ 午後6時30分
土曜日 春夏冬休み 振替休日		午前8時30分～ 午後6時	午後6時～ 午後6時30分

※土曜日は、越生学童保育室での合同保育となります。
※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

「一時預かり」をご利用ください。詳細は**問**へお問い合わせください。

問子育て支援課 子ども担当
TEL 内線 161